

平成29年 第1回

南会津地方環境衛生組合議会
定例会
会 議 録

南会津地方環境衛生組合議会

平成 29 年第 1 回南会津地方環境衛生組合議会定例会

議事日程

平成 29 年 2 月 27 日（月曜）午前 10 時 00 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 4 号から議案第 7 号を一括上程
(管理者提案理由の説明)
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第 4 号 南会津地方環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 5 号 南会津地方環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 6 号 平成 28 年度南会津地方環境衛生組合一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 8 議案第 7 号 平成 29 年度南会津地方環境衛生組合一般会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（10 名）

1 番	丸 山	陽 子	議員	2 番	小 玉	智 和	議員
4 番	湯 田	良 一	議員	5 番	室 井	亜 男	議員
6 番	高 野	精 一	議員	8 番	星	光 久	議員
9 番	小 椋	淑 孝	議員	11 番	佐 藤	勤	議員
12 番	鈴 木	征	副議長	13 番	五 十 嵐	司	議長

欠席議員（3 名）

3 番	齋 藤	邦 夫	議員	7 番	鈴 木	好 行	議員
10 番	菅 家	幸 弘	議員				

説明のための出席者

星 學 管 理 者 大 宅 宗 吉 副 管 理 者

宋 戸 英 樹 会 計 管 理 者

渡 部 啓 一 事 務 局 長 近 藤 美 智 夫 事 務 局 次 長

阿 久 津 正 治 総 務 課 長 阿 部 妙 子 総 務 課 長 補 佐

書 記

大 塚 晃 司 財 政 係 副 主 査

開会 午前10時00分

○五十嵐 司議長 おはようございます。



◎開会の宣告

○五十嵐 司議長 都合により欠席届のあった議員は

3番 齋藤邦夫君、

7番 鈴木好行君、

10番 菅家幸弘君です。

ただいまから平成29年第1回南会津地方環境衛生組合議会定例会を開会
します。



◎開議の宣告

○五十嵐 司議長 これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○五十嵐 司議長 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

ここに議長から申し上げます。これから、議題となります議案等の審議に
ついては、会議規則第47条の規定によって、質問の回数が3回と規定され
ておりますので、簡潔に質問されるようご協力をよろしくお願いいたします。



◎会議録署名議員の指名

- 五十嵐 司議長 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定によって、
8番 星光久君、
11番 佐藤勤君を指名します。



◎会期の決定について

- 五十嵐 司議長 日程第2、会期の決定について、を議題にします。
お諮りします。
本定例会の会期は本日限りの1日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う者あり〕
異議なしと認めます。
よって会期は、本日1日間と決定しました。



◎議案第4号から議案第7号を一括上程

- 五十嵐 司議長 日程第3、議案第4号から議案第7号まで一括上程します。
本案について管理者より提案理由の説明を求めます。
管理者星學君。

- 星 學 管 理 者 皆さんおはようございます。

本日ここに、平成29年第1回、南会津地方環境衛生組合議会、定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私ともに大変ご多忙の中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、当組合も統合より5年が経過しようとしております。業務運営に關しましては、現在順調に運営がされているところであります。また、地域住民の生活環境の向上のため事業活動が円滑に推進するよう努力してまいり所存でありますので、よろしく願いいたします。

更に、業務体系は、少しずつ変化を伴い、それぞれの地域に合った業務体系へと変更をし、地域住民の方々に不便をかけることの無いよう業務を進めてまいり所存でありますので、これからも議員の皆様方からのご指導、ご協力をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日提案いたします議案について、ご説明を申し上げたいと思います。

議案第4号、南会津地方環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案は、福島県人事委員会勧告による職員の給与等に関する報告、勧告に基づき職員の給与改正を実施するため、扶養手当について所要の改正を行うものです。

次に、議案第5号、南会津地方環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案は、条文内字句の修正と、し尿の汲取り、浄化槽の清掃及び保守点検業務を民間移行したことにより、組合での料金設定が不必要となったことによる改正であり、それに伴う表番号を改めるものです。

議案第6号、平成28年度南会津地方環境衛生組合一般会計補正予算（第3号）について、ご説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額はそのままとし、予備費による調整とさせていただきますのであります。

第1款、議会費で、議員改選に伴う補正を報酬で6,000円追加し、次に、第4款の予備費で、6,000円の調整を行い、補正後の額を28,773,000円とし、歳出総額は補正前と変わらず、979,965,000円とするものであります。

次に、議案第7号、平成29年度、南会津地方環境衛生組合一般会計補正予算について、ご説明を申し上げます。

本案は歳入歳出予算の総額はそれぞれ、954,710,000円とし、前年度の当初予算に比較しまして、13,728,000円の増であります。

それでは、歳入についての概要を、ご説明申し上げます。

まず、分担金及び負担金は、879,859,000円で、前年度当初予算に比較して、16,811,000円の増であります。

次に、使用料及び手数料は、61,952,000円、で、前年度に比較して、2,128,000円の減であります。

なお、その主な内容は、斎場使用料で1,000,000円の減額、収集運搬許可手数料で、54,000円の減額、し尿処理手数料で364,000円の増額、ごみ処理手数料で、1,871,000円減額となっております。

次に、財産収入は、22,000円で財政調整基金の利息分であります。

次に、繰越金につきましては、10,000,000円を計上いたしました。

次に、諸収入につきましては、2,877,000円で、歳計現金運用利子を44,000円見込み、雑入では2,833,000円を見込み計上した結果、前年度に比較して、958,000円の減であります。

よって、歳入合計は、954,710,000円で、前年度に比較して13,728,000円の増であります。

つづいて、歳出についての概要をご説明申し上げます。

まず、議会費につきましては、528,000円で前年度に比較して4,000円の増であります。

次に、総務費は、82,826,000円で、前年度に比較して、4,201,000円の減額となっております。

その主な内容といたしましては、退職にかかる異動によるものでございます。

次に衛生費は火葬場、し尿処理施設、ごみ処理施設の人件費及び管理運営費として、861,356,000円で、前年度に比較して、17,925,000円の増であります。

その主な内容としましては、まず、保健衛生費で8,117,000円の減、清掃費で26,042,000円の増額分であります。

次に、予備費は前年同様、10,000,000円を計上いたしました。

よって、歳出合計は954,710,000円で前年度に比較いたしまして、13,728,000円の増であります。

なお、構成町の厳しい財政状況ではありますが、平成29年度の当初予算につきましては、新規事業といたしまして、し尿処理費で東部衛生センターの希釈調整槽改修を更新、ごみ処理費で東部クリーンセンターの排ガス分析装

置更新を計上いたしましたので、ご理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、本定例会に提出いたしました議案の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○五十嵐 司 議長 これにて提案理由の説明を終わります。



◎一般質問

○五十嵐 司 議長 日程第4、一般質問を行います。

お諮りいたします。

本定例会における一般質問にあたりましては、会議規則第47条ただし書きの規定により、質問の回数が3回を超えることを許可し、同規則第48条の規定により、その発言時間を、答弁を含めて30分に制限することにしてと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

異議なしと認めます。

よって、本定例会における一般質問にあたりましては、会議規則第47条ただし書きの規定により、質問の回数が3回を超えることを許可し、同規則第48条の規定により、その発言時間を、答弁を含めて30分に制限することに決定しました。

質問にあたりましては、議席からの発言で、簡潔、明瞭に願います。

通告による一般質問の発言を許します。

それでは、8番星光久君の発言を許します。

8番星光久君。

○8番星光久議員 それでは、お手元に配布されていると思うのですが、それをもって、発言したいと思います。

それでは、第1番に、焼却燃料代の削減及びCO₂・公害物質発生の抑制対策について。

これまで、廃棄物を焼却する燃料油の水の混合率は20%が限度とされてきましたが、これまでの油と水の混合技術に対して、油の成分を分子レベルに超微細化することにより、約70%の水を混ぜても燃料として使用することが可能であり、しかも油の種類や水道水・井戸水を問うことなく、完全に融合させることを可能にした装置であります。

まさに、環境にやさしく安心安全で地球の環境を守るための次世代型燃料を精製する機器が実現しています。

今後、研究検討されるお考えがあるかお伺いいたします。

2つ目に、廃棄物から水素ガスを発生させ有効に活用する策について。

廃棄物と水道水からなる触媒を接触させると発生する、低温の反応熱を利用し新技術により酸水素ガスと純水素ガスの両方を発生させて燃料として活用を図ることが可能であります。

生成は、外部のエネルギーが必要なく、ガス爆発は水の分解装置機等で防ぐことができるため安全性とともに熱量が確保されます。

また、燃焼温度は物質に対応して自由に変化する特性があるため、広範囲に安心して活用できる有効な燃料といえます。

今後研究検討されるお考えがあるかお伺いします。

よろしく申し上げます。

以上です。

○五十嵐司議長 以上で8番星光久君の一般質問を終わります。

ごめんなさい。答弁管理者から申し上げます。

管理者。

○星學管理者 8番星光久議員のご質問にお答えいたします。

ただ今の議員のお話、質問された、燃料等が精製され、コスト的にも環境的にもやさしく、安全なものであれば、当組合でも少なからず燃料の供給を検討することも大事なことでと考えておりますが、議員もご承知の通り、当組合同規約において組合の共同処理にする事務を取り決め、福島県知事の許可を得て、組合運営を行っている一部組合であることから、行政的立場に立ち非

営利団体として認識をしております。

これらの観点から考えると、本件につきましては、環境にやさしく、安心安全で地球の環境を守るための次世代型燃料ということは理解いたしますが、当組合で検討するということが組合事業ということにとっては、方向性が違うのではないかと考えております。

次に2点目の質問につきましては一番目のご質問同様の考え方にに基づき、少し方向性が違うのではないかと考えられます。あくまでも当組合は規約に定められた構成町との共同処理事務を団体として福島県知事の許可を得た、この共同処理事務を進めていく立場であると考えております。

以上お答え申し上げましたが、具体的な事項につきましては、担当の課長より答弁をさせますのでよろしくご理解のほどお願いいたします。

○五十嵐 司 議長 8番星光久君。

○8番星光久議員 ええ、まあ、これ、なかなか難しい。行政さはなかなかこれ難しいかな。

と思います。このことについて、将来はこういう形になるんでねえかと思うんですが、俺もその、きちっとした形っていうのはそうは具体的にはわからないんですが、去年の5月26日から27日までの三重県での伊勢島サミット。その中で、具体的にこれ、嘘こがねと思うんだけど、こういう形で、第一照明のメーカーポスターっていうかなんちゅうか。その中さ、入ってきたわけ。まあ俺見たではねえけども、テレビ等でやって、そういう形で、その内に国内では、具体的にまだ、認可はされていないんだけど、国内的に認可されていないっちは、水と油混ぜて、なんで油になんだ。という疑問等々から経済産業省ではなかなか認めていない。という形で、去年の12月に一応、シンガポールで、シンガポールの方で、俺ら方のんじゃら、そういう、日本のそういう事情あんだったら、俺ら方でんじゃら引き受けましよう。という形で、国そのもので、できるんだったら十分でシンガポールの方で引き受けた。という形で発表するわけだったんですが、12月になってもこれ発表はしない。これ嘘だな。なんて俺も思ってたんだけど、今月に入ってから、日本全国10か所に分けて、そういう形で、経過とそれから発表する時期はまだ、4月頃になっかな。という形なんですけど、そういう形でもんだから、例えば、燃料、水が80%、燃料が、例えばガソリンだの重油だの

軽油、含めて、80%混ぜても大丈夫だと。そういう形で、もし、できる会社等、自治体等ありましたら、シートペーパーであげて紹介してけれ。という中身なんだけども、そういう形で、例えば、その俺らも、実感はまだ湧いてないんですが、そういう形で、例えば、1億かかったとする中身について、じゃあ俺ら方で説明会とか何かセミナーとか開いて、説明会に行きますよ。と自治体に。そういう形になったものですから、時期はちょっと早えかなと思ってこういう形であげてみたんですが、例えば説明会等、そういう形の中で向こうが来てくれるなら、あの、こちらに呼んで、話でも聞いたらなじよでねえかな。と思うんですが、最終的にはそれくらいしか考えていないんですが、そういう形になった場合、管理者として、それぐらいならなあ。という考え、あるんですか。

言ってること分かる。分かんねえ。

○五十嵐司議長 管理者。

○星學管理者 質問の趣旨はよく理解いたしますが、組合として共同する事務。要するに衛生組合の規約の中の第3条、組合は次に掲げる事務を共同処理する。というのを、やはり進めていくことが当組合の考え方でありますので、よろしくご理解いただきたいと思えます。

以上です。

あとは事務局の方でなにかありましたら、お答えさせます。

○五十嵐司議長 8番議員よろしいですか。

事務局長。

○渡部啓一事務局長 ただ今、管理者のほうからも、説明差し上げた通りでございますが、当組合でしております事務事業といたしまして、やはり、管理者も申しあげました規約の方で定められておまして、そちらを構成町と共同しながら事務を進める。というような内容の取り決めがございまして、あくまでもこちら福島県知事との許可の、組合設立の時の許可を得るためにそういったことで許可を得ております関係上、そこをあまりにも逸脱をした事務処理というものはいかなものかな。と考えた場合には、やはり、今のような案件につきましては行政範囲の広い構成町と、県とか、そういうところとの協議という形で進めた方がよろしいのかな。というような考えでおります。

当組合も構成町から分担金を頂いて事務事業、実施しております関係上、そこらへんを逸脱しての事業はちょっと難しいのかな。という形で事務局の方も考えております。

以上でございます。

○五十嵐 司 議長 8 番星光久君。

○8 番星光久議員 別に細かいことを各自詰める。とか、そういうあれは無いですが、一応、耳さくらい入れといてもらうくらいでいいかな。なんて私も思ってます。というのも、これ油と水、例えば、今までですと、発表しねかったの。5、6年前から、これさ、こう色んな山口さ行ったり色んなところ、これ説明会聞きさ行ってきたんだけど、国単位だの、なんちゅうだ、そういう形で、この機械を貸し付ける場合は、まあ、少なくとも1兆円くらいになんでしょう。なんて言われたもんだから、全然それは手にも網も、その上の話だな。なんて聞いていただけども、こんだ説明会、こんだ仙台でやった説明会の中では、かなりこれ、各地方、地方に、こういう機械を、売んのか、リースにすんのか、それは分かんないんだけど、そういう形で、億という形になったもんだから、あら、これ南会津に一台あつとせ、例えば1億くらいしたって、油80で水20で混合すつとせ油になっちまうだから、これ、なんちゅうだ、最高の、これビジネス、これからの商売、民間と自治体共同でこういう施設作って、まあ、商売ではねえけども、皆さんのこれCO2削減もあんで、国民の維持、守るためにも、経済的な守るためにもいいでねえか。という話を聞いてきました。まあ、それくらいで、中身はそういうことですので、よろしくお願ひしたいと思います。

○五十嵐 司 議長 以上で8 番星光久君の一般質問を終わります。

以上をもって通告されております一般質問はすべて終了いたしました。



◎議案第4号 南会津地方環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○五十嵐 司 議長 日程第5、議案第4号、南会津地方環境衛生組合職員の給与に関する条例

の一部を改正する条例について。を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第5号 南会津地方環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

○五十嵐 司 議長 日程第6、議案第5号。南会津地方環境衛生組合廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について。を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第6号 平成28年度南会津地方環境衛生組合一般会計補正予算（第3号）

○五十嵐司議長 日程第7、議案第6号。平成28年度南会津地方環境衛生組合一般会計補正予算（第3号）について。を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」という者あり〕

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第7号 平成29年度南会津地方環境衛生組合一般会計予算

○五十嵐司議長 日程第8、議案第7号、平成29年度南会津地方環境衛生組合一般会計予算について。を議題とします

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番高野精一君。

○6番高野精一議員 誰か言う前に1つ、先にやらせていただきます。

先ほど、管理者の説明の中で、東部クリーンセンターの改修という言葉が、文言が入っていたかと思うのですが、当施設の改修の中において、1つ提案したいな。と思ったのがですね、職員のトイレの関係で、今あの、そのトイレが和式になっている。であれば、これも今の時代の流れから言えば、女性職員も多くなるし、女性議員もいる中で、やっぱりこれも洋式に切り替えていくことも必要ではないかと思うので、その辺も是非検討していただきたいと思うし、また、管理者の方でそういう考え、あるのかないのかどうか、伺いたいな。と、こう思います。

○五十嵐司議長 管理者。

○星学管理者 それでは、あの、ただ今の6番の議員の方の質問でございますが、職員の施設のトイレ。和式を洋式にしてはどうか。というお話でございますが、これは当然、今、和式から洋式にだんだんだんだん学校やなんかも事務所なんかも変えてきているようでございますが、この件につきましては、事務局、それから議会側とも相談しながら検討していくことが必要ではないかと、そう思っております。

以上でございます。

○五十嵐司議長 他に質疑ございませんか。

12番鈴木征君。

○12番鈴木征議員 質問する前に1点ほど確認したいと思いますが、去る1月に事務局の方に組合の例規集を是非とも全員に配布できないか。と申し上げておりましたけ

れども、その後、取り扱いはどのようになっているのかな。と、まあ、後で結構です。これは。

3回、議長から先ほどお話ありましたように、3回の30分と、答弁を含めてということでございますので、30分以内にはやめますが、1つ、あの一般質問しようかな。と思ったのですが、政策的な問題でなく、議案、その中にすべて入っておりますので、順次追って、3点ほど質問いたしますので、メモしながら、簡易に答弁を頂ければな。と思います。例規集ないので、ちょっと、12番は何言っているのかな。という風に思われますが、質問の内容、もしあれになったら議長に制止していただくことにいたしまして、是非質問いたします。

12ページの積立金であります。財政調整基金の利子積立金、補助金の積立ということで5,000,000について、お訊ねしますけれども、この組合については、例規集見れば分かると思うのですが、財政調整基金のほかに、まあ、弁済基金とかあるいは教育とか建設基金とかというのがあるのかなのか、ということをお訊ねしたいな。という風に思います。

それから、1枚めくっていただいて、15ページの需用費の中の修繕の分についての質問をさせていただきます。ここに修繕費だけで194,490,000の数字が載っております。消耗、燃料、印刷、光熱水費等を除くと、192,001,000円という内容であります。内容に入ると、時間がかかりますので、この15ページの修繕の内容に1つだけ申し上げたいな、聞きたいな。というのは、希釈調整槽の改修となって括弧して新規となっております、新規となっておれば、新しい容器を買って、買うのかなとなれば、備品費じゃないかな。という風に、まあ、専門的なことは分かりませんが、そういうことあります。

それから処理用の薬品、金額が多いけれども、薬品というものは消耗するのであるから、消耗品でなかろうかな。という風に思うわけでございます。そこで16ページも関連します。16ページ、17ページについてのこともしたいかな。という風に思います。

修繕費については、これもやはり消耗、印刷、光熱水費等、除くと、249,034,000円の修繕費であります。私はこの修繕というのは、この建物の

玄関が、屋根が落雪して、雪が落ちて玄関が壊れた。と、そういう時を修繕、ここまでかかれば、修繕工事となるのではなかろうかな。と、修繕に関わるようなもの改修とか修繕あるいは改良、そういったものは町村、まあ役場では、改修工事とか修繕工事とかたくさんあるのだけども、私は、この修繕に置いたのは、あるいは委託料も申し上げたいのだけれども、なぜこれだけの額を修繕、需用費、委託料等については、全く、委託料であるのだけれども、申し上げたいのは、1,300,000以上になると、随契できないのですよね。工事請負については、50,000,000円以上は議決対象となるわけです。私の申し上げたいのは、法にも盲点があり、逃げ道があるのですよ。地方税法のこれ、インターネットで取りましたけれども、167条の2項の1から9号まで逃げ道にできるのは何かということがあるのです。随意契約、この修繕、修理は、聞きたいのは修繕と委託料は随契でやられているのかやらないのか、競争入札、あるいは見積もりによる随契なのか。ということをお聞きしたいな。という風に思います。その1点、答弁をお願いいたします。

○五十嵐 司 議長 事務局長。

○渡部啓一 事務局長 ただ今の12番議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、1番目の基金の関係でございますが、当組合、現在のところ、財政調整基金1種類でございます。で、毎年積立を行っております。

続きまして、2番目の質問で各施設内の修繕。こちらの内容でございますが、当組合、施設につきましては、し尿処理施設、ごみ処理施設、火葬場、こちらの施設が東部と西部各1件ずつございます。火葬とし尿、ごみ、2件ございまして、そちらのあくまでも現状復旧、機器類の損傷に伴う現状復旧で修繕という形で当初より行わせていただいております。で、金額的なものは、かなり高額なものになってございます。1つ1つの部品関係の単価が高い。ということもございまして、1種類の修繕ではなく、1号、2号焼却炉関係2つありますので、一遍に休んで修繕というものは出来ませんので、1号関係、2号関係というような形で関連修繕で実施させていただいております。そちらの関係と、あともう1点、随契なのか、見積り入札なのか。という件でございますが、施設本体に関しましては、メーカー独自の特許製品等、多く含まれてございます。そちらの関係もある関係上、建設メーカーの修繕

部門というところに、随契で今現在も例年、修繕の方をお願いしている部分でございます。

それと、もう1点、各施設関係の薬品でございますが、こちらの方消耗品ということでございますが、項目欄、ちょっとご覧いただきまして、まず15ページ、こちらの方も説明書の中では、修繕等の1番下でございますが、修繕の中身の中じゃなくて、需用費の中の1項目というような形で行を新たにしておりますので、本来であれば消耗品の中に含めた形でいいと思うのですが、金額が大きい為、薬品ということで別途計上させて説明をさせていただいております。あくまでも修繕の流れの1項目ではないということでご理解をお願いいたします。

そのような関係で、修繕につきましてはなかなかメーカーから離れられない。というような実情もございまして、今現在も随意契約というようなことで修繕を実施させていただいております。

以上でございます。

もう1回、し尿処理施設の新規事業、希积水調整槽改修、新規というものでございますが、こちらの方、東部のし尿処理施設内の分でございます。あくまでもし尿処理施設、焼却施設、そちらの機械もございしますが、槽関係が大半、施設の中で含まれている部分でございます。今回も調整槽の大きいものでございますが、そちらを古くなったため、入れ替えを行いたい。と、で、あくまでも容量的なものは今現在の量で原形復旧というような形で考えておりますので、こちらも修繕というような考えで捉えさせていただいております。

以上でございます。

○五十嵐 司 議長 12番鈴木征君。

○12番鈴木征議員 17ページの委託料なのですけれども、委託料だけでも、209,000,000。まあ、金額が多いのですけれども、この委託料を地元業者、南会津郡内の業者なのか、それとも県内外なのか。その点を確認したいな。という風に思います。

私はこの当初予算を見て驚きましたけれども、まあ、3町、この組合は、3町ともに町の財務規則、条例、まあ只見は125条ですけれども、随契は

1,300,000以内までという頭があったものですから、私はこの東部と西部の例規集はそれぞれの関係町村の財務も給与もすべて法的なものは、それに準じて作られたものかな。という風に思うのですが、最近、会津地方にも広域消防3か所、それからおそらく衛生組合も3か所あるのじゃないかと思えますけれども、この参加町村の予算の出し方、財務規則にのってやっておられると思うのだけれども、3町村あたりの委託料と修繕等が南会津地方環境衛生組合のどこが違うのか、まったく同じような右に倣えした予算の取り方をしているものなのか。ということをお聞きしたいのですけれども、私はあの、1つは、聞きたいのは、やはり、過去に西部の環境衛生組合があった時に、管理者は南郷村の今は亡き本名さんであったし、議長は只見町であったのだけれども、あの西部環境衛生組合を作るとき、数年間は10億だ、8億だ、ということが、まあ、翌7年に作られたんだ、平成の。その時、議長と、当時の議長と契約された業者との癒着があったわけですよ。

それで、1,000,000円を事務局に送金された。と、南郷の町長、本名さんは大変だ。ということで、只見の渡部町長を呼んで、その日に返送されましたけれども、この随契というものはあるのですよ。いろいろな問題が。だからこれだけの6億6千万の修繕費を単なる見積りで委託契約をする。ということは非常に私は心配するのですよ。あってならないことが事実起きた関係、その当時も議員でありましたけれども、私は平成4年から、只見の議長の後は南郷の議長さん、酒井さんっておりましたけれども、その後私、だからその西部環境衛生組合の契約の関係でここにおられる大宅町長さんも耳にされていることだと思いますけれども、その自殺のあった事件の後に、私も、大宅町長さんも西部の衛生組合の一員として、本当に、今申し上げたように、会津の3衛生組合の予算の付け方を、この町の財務規則に準じた書類を作っておけば、これは自治法にもきちんと7項目書いてあるのですよ。7項目。随契のできる場合の定義。定義9つとありますけれども、はまるのは何だかとお聞きしたいのだけれども、今まで契約し続けた人であるのか、本当はね、この落札の契約ができなかったからとか、競争入札しても入札者が無かったとか、あるいは一番先に書いてあるのが、地方公共団体の規則に定める額を超えない範囲というのは1,300,000なのですよ。1,300,000。そして、工事

にすると、50,000,000以上は議決対象になるのですよ。だからみんな修理
修理ときたが、最後に管理者に聞きますけども、こういう予算を組んで、皆
さんまじめな人ばかりだし、管理者もしっかり、議員もしっかり付いて、チ
ェック機能ですから、やっているうちはいいと思いますけれども、非常にこ
この6億6千万の修繕、あるいは委託料の契約、税金なんていうものは、でき
るのならば、地元業者に、しかし、地元業者業者って言っているけれども、
専門的なことであるので、県内あるいは県内外の業者を契約するのでしょう
けれども、だからこそ競争入札にすべきだろうと。金額、あの、1,300,000
以上でなくても結構ですけども、やっぱり、その都度、この西部環境衛生組
合の議会が開催されて、議決されるように、そういった方向付けを管理者中
心に検討していただきたいな。という風に思うのです。各町村で修繕費に億
からの修繕は修繕工事となろうという風に私は理解しております。管理者が
先ほど説明されましたけれども、歳入についても、ほとんど80%以上が、負
担金、分担金なのです。それは町の税金なのです。それが、分からない
ところで、やはり町民に丁寧な説明、出来るような、やっぱり私どももしな
ければならないのですよ。だからこそ競争入札に方向性を変えてほしい。と
いう風に思うのです。そこで、2回目の中で、施設等の修理については、や
っぱり計画的に進めていただきたいな。この各町村の財政計画にも影響する
わけです。今申し上げたように分担金、負担金でやっていますから、今後や
はり、3年間程度の計画を、修繕を何年頃はこういったものでどのくらいか
かるのか。そうした計画を3年、私は3年後にはこの世にいないかも分かり
ませんけれども、やっぱり3年くらいの範囲で、計画を出さないと、10年ご
とに出すのであれば、町の振興計画により10年、実施計画、作るのでしょう
けれども、10年後はもう、ほとんど新規になるのですよ。修繕でなくて。だ
から修繕費については、委託料はこれは専門のところから委託するの
でしょうけれども、修繕についても、町内以外からやむを得ないというところ
は、随契やむを得ないと思うのですけれども、額が額だけに、私は競争入札
にさせていただける方向性を示してほしいな。という風に思いますが。

○五十嵐 司 議長 事務局長。

○渡部 啓一 事務局長 まず、はじめに例規集の関係、まだ私も答弁できていなかったのですが、

この例規集関係、以前は皆さんの分、全員一人一人にお配り、というか、組合の方で設置してございましたが、24年、組合統合時点で議会の方の検討委員会。こちらの方でもご協議していただきました。その関係で、ネット等にも掲載する。というような中身も付け加えて、最低限の例規集の方でいいんじゃないかという結論に達した部分でございます。ただ今、当組合では、管理者分、議長分、こちらの方、原本、2通保管してございます。で、それと、構成町さんの方に、担当課、それと議会事務局。こちらの方に1冊ずつ配布してございます。こちらの方で原本の方はご確認いただければ、と思っております。あと、統合以来インターネット等に例規集の方は掲載してございますので、そちらの方もご覧いただけるということで、現在の冊数にした経緯がございますので、この辺を変えるということであれば、また、議会等々の中でご協議頂いて、増刷というようなことも検討あるのかな。という風に考えております。

それと、委託業務。こちらの方で請け負っている業者さんが町内か町外か。ということでしたが、17ページの大きい金額でいきますと、17ページの2段目、一般収集ごみ運搬業務委託。こちらと、資源ごみ収集運搬業務委託、それと、一般廃棄物最終処分業務委託。こちらの3件かな。と思わのですが、上2件、一般収集ごみ。こちらの委託と、資源ごみ。こちらに関しましては地元の業者さんで実際業務を行っていただいております。こちらの方も例年、毎回業者さんで町民、対町民として実施してもらっている関係上、随契で契約を交わさせていただいております。一番下の一般廃棄物最終処分業務委託。こちらにつきましては、今現在、山形県の米沢市の業者の方に、埋め立て処分の方、お願いしている現状でございますが、こちらの方につきましても、随契。というような形で、受入業者さんがなかなかのらない。あと、金額的な問題もございまして、今現在は米沢にあります業者と随契というような形で実施してございます。

それと、修繕の長期的計画。ということですが、ごみ処理、火葬業務、こちらにつきましては5年計画、5年ごとの計画で修繕の方、計画してございます。それとし尿処理施設。こちらにつきましては、10年。これのスパンで修繕計画を立てて、実施してございます。こちらの方は、構成町

等々にもお知らせしてございまして、金額面でも、おおよそでございますが、今現在から把握できる部分の修繕費、何年には、これくらいかかります。というようなことで、計画、計画表はご提示してございますので、こちらの方で実施しております。

○五十嵐 司 議長 最後です。12番鈴木征君。

○12番鈴木征議員 工事の場合はほとんどが競争入札が基本とっております。やむなく随契してやるには、やはり業者側の提案見積書の内容をですね、そのまま受け止めていることでなくて、やっぱり、十分検討の上に、客観性の高い決算となるように努めてほしいな。という風に思います。それは、管理者に定めませうけれども、一般的に今まで、随契をやっておられた中で、見積りは何社くらいですか。今まで、でいいですよ。4社であるのか5社であるのか。ほとんど1社か2社なのでしょうけれども、やると、そういう結果になるのではなかろうかな。という風に思うのだけれど、その辺もご答弁をお願いしたい。

○五十嵐 司 議長 局長。

○渡部啓一事務局長 この質問でございますが、見積りに関しましても、建設メーカーからの部品供給、こちら特許製品、伴ったものがかかりございます。その関係上、修繕をしている、随意契約をしているメーカーからの見積り1件でございます。ただ、今議員さんご質問された通り、そのまま受け取ったのでは、言いなりの契約になってしまいますので、一旦うちの方で中身を精査し、で、今までの修繕内容と検討をし、来年何が必要なのか。こちらを、実情をすべて洗い出しをした中での見積り設計。というような形にしてございます。で、あくまでも、見積りはいただきますが、組合の中で独自にそちらを再計算いたしまして設計書的なものを作りまして、当初予算として計上し、また構成町さんと、総務課長さんも混ざっていただきますが、予算査定の中で十分検討して上げた予算でございますので、よろしくご理解の方お願いいたします。

○五十嵐 司 議長 鈴木征君の質疑は終わります。

すみません。

管理者。

○星 學 管 理 者 12番の鈴木君の質問。大変勉強になります。それである、17ページで申し上げますと、一般ごみ収集業務とそれから資源の収集、大変、地元業者さ

んにご苦労をかけてやっていただいていることはご承知だと思いますので、大変、我々も助かっている。と思っています。それから最終処分なんかの委託ではですね、米沢市の業者さん、埋め立て業者にお願いしているわけですから、そういうところを考えると、大変、受け入れていただいている業者さんに感謝を申し上げたいな。とこう思っております。私の方向性や検討、それから今後の計画については、今、事務局長が申し上げた、説明した通りだと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 他に質疑はありませんか。

5 番室井 亜男君。

○5 番室井 亜男議員 まずは最初から申し上げますと、私もこの議員が長くやっているのですが、まず議員の報酬が少ない。これ430,000がなを分けて皆さん13人で、なんぼになります。これ、たったの30,000ですよ。我々から言わせれば、先ほど征君が言われたように修繕費というものが莫大にかかっている。にも関わらず我々の議員の報酬がこれだけ。もとは管理者も報酬があったのですが、町長の報酬をもらっているから、これは遠慮しましょう。ということで今はあげてないようになっているのですが、まあ、これ上げてくれとは言いませんけども、あまりにも安いかな。と。ですから、例えば、酒飲みをやった場合に議員懇親会で5,000円取られるのです。3回もやると無くなっちゃうのですよ。大体。まあ、そういったことを頭を含めながら、1つお願い申し上げます。まあ、そういうようなことから申し上げまして、西部の方のし尿処理センターが、直営じゃなく、委託にしたために、大分、全体的な予算としては、安くなったように見受けられる。昔は、2、3年前までは月100,000,000、約1,200,000,000弱。と、こういうことだったのですが、100,000,000ちょっと少なくなっているのかな。と、こういう風に思っております。

で、火葬費が、ちょっとう、私申し上げますが、火葬料が現在、1名当たり40,000円の火葬料をいただいております。で、火葬料が、最初この火葬料というものを決めるときに、まあ、西部さんはどういう風に決めたか分かりませんが、この東部の火葬料というものは、国民健康保険からお悔やみ

料というものをいただいて、そのお悔やみ料を左手から右手に持ち替えて火葬料を払っている。こういう風なことで、最初この東部の火葬を作った時には、お悔やみ料が27,000円である。その27,000円をそのまま、火葬料に持っていく。それから30,000円になり、さらには40,000円になり、現在40,000円にさせていただいている。今、お悔やみ料が国民健康保険から、50,000円いただいている。だから私はやはり、皆さんで話し合いをして、40,000円から10,000円上げて50,000円にやっぱり私はするべきじゃないだろうか。今、斎場使用料で19,200,000。で、委託料で13,261,000円。全体で18,000,000。というような数字になってございますけども、この辺で、管理者並びに事務局。40,000円から50,000円に1つだんだん火葬も修理をしなければならないような時期がだんだん大きく来ると思いますので、私はここでやっぱり値上げをするべきじゃないだろうか。ということをご希望を申し上げます。

最後になりますが、ごみの処理手数料でございますが、檜枝岐さんから、どこで、いくら入ったのか。ということを見るのに、どこで見ればよろしいのか。いくら入って予算的になっているのか。それだけ教えてください。

○五十嵐 司 議長 事務局長。

○渡部啓一 事務局長 ただ今の5番議員さんのご質問にお答えいたします。まず、これはご質問ではなかったのかな。という風に私受け止めたのですが、議員の報酬、こちらとの関係は、以前より広域圏組合。こちらの方と合わせる。という形で進んでございましたので、こちらの方と協議をしながら進めてきた内容でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、火葬料金の件でございますが、今現在、国保の方、50,000円というお話でございました。それで、こちらの方、以前、火葬料金を設定する段階で、国保だけでなく、その他の助成、言われている部分の金額も考えなくちゃいけない。ということから、27,000円、30,000円、40,000円という形で進んできているかと思っておりますので、今回、国保の方50,000円になった。ということでございますので、こちらの方は、構成町の担当課の方に協議案件として上げさせていただきまして、そこから、協議を進めていきたいと考えております。最終的にはやはり、この議会の方でご検討いただく

ような形になりますので、それまで我々事務レベルでちょっと検討させていただきたいな。と、考えております。

それと、檜枝岐のごみ処理関係でございますが、こちらの件につきましては、当初予算8ページ。こちらの、一番上でございますか。衛生手数料、許可手数料、し尿処理費、ごみ処理手数料、3とあるのですが、3番がごみ処理手数料、こちらの説明の中のごみ処理手数料括弧西部、こちらの中に含まれてございます。14,821,000円。こちらの中に、檜枝岐分として、計上させていただきます。ちなみに29年度当初予算ベースで、6,570,000円ほど計上させていただきます。こちらは以前決めていただいたキロ単価52円。こちらの単価で計算させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○五十嵐 司 議長 5番室井 亜男 君。

○5番室井 亜男 議員 わかりました。ちょっと質問抜かした。

先ほど11番さんが言われた、修繕費の中で以前は見積りを取って修繕ということにやっていて、非常にその中身というものは、今、あんまり私も見ていませんけれども、出張旅費とか宿泊旅費とかいうものが莫大にとっているのがあったことがあるのです。今、この修繕費の見積りを取ったり、随契でやるということでしょうけれども、この中で、この出張旅費とか宿泊というものが、最低限になっているのか。あまり高かったらやっぱり、この辺はやっぱり考えなきゃならんのかな。というようなことですので、出張旅費、宿泊旅費に対して1つお聞きいたします。

○五十嵐 司 議長 局長。

○渡部 啓一 事務局長 ただ今のご質問でございますが、先ほど私、申しましたとおり、随契でございますが、随契業者さんから見積もりを一旦取ります。その中を組合内部で精査する。というようなことをご答弁したかと思いますが、その精査の段階で、そういった宿泊旅費。こちらの関係につきましては、福島県の単価。こちらを準用させていただいて、組合の方で独自に設計を組み直してございます。それで予算を計上してございますので、確かに議員さん、おっしゃられたとおり、当初、出張旅費なり宿泊料、膨大な金額で上がってきてございました。それで、我々もおかしい。管理者もおかしい。誰が見てもおかしい。

ということで、そちらの方は、県の設計担当の基準の方、設けさせてもらうようにしてございますので、その辺はメーカーの言いなりということになってございませんのでご理解の方よろしくお願いいたします。

○五十嵐司議長 他にございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎閉会の宣告

○五十嵐司議長 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

平成29年第1回南会津地方環境衛生組合議会定例会を閉会します。ご苦
労様でした。

開会 午前11時11分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員